

IFRS Viewpoint

上場企業による逆取得

「IFRS Viewpoint」シリーズでは、基準の適用が困難であることが確認された、又はガイダンスが十分ではない領域に焦点を絞っています。本号では、上場企業による逆取得について検討しています。

論点となるのは何か？

証券取引所への「迅速な」上場を求める非公開企業は、より規模の小さい上場企業（「シェル・カンパニー」と呼ばれることがある）に取得されることを取り決める場合があります。これには、通常、上場企業が、非公開企業の

株式と交換にその株主に自身の株式を発行する必要があります。

これらの取引はどのように会計処理すべきでしょうか？
本IFRS Viewpointでは、私どもの見解を示しています。

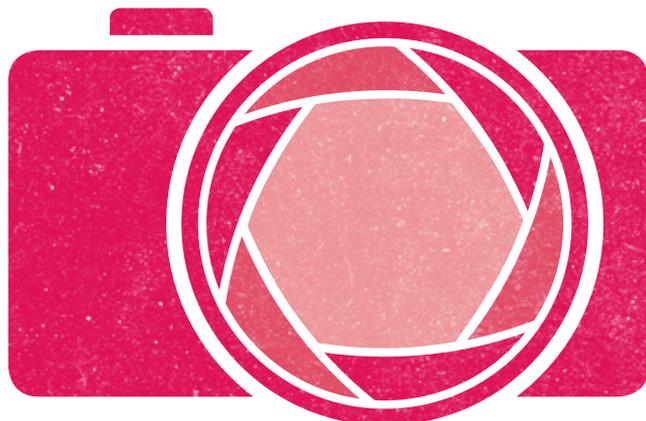
関連するIFRS

IFRS第3号「企業結合」

IFRS第2号「株式に基づく報酬」

IAS第27号「個別財務諸表」

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」



見解

IFRS解釈指針委員会 (IFRIC) の指針

IFRICは、2012年と2013年にさまざまな会議でこの種の取引に関する会計処理について検討しました。IFRICは、正式な解釈指針を開発しないと決定しましたが、正しい会計処理に関する見解を示した詳細な「アジェンダ決定」を(2013年3月に)公表しました。

IFRICは、会計上の取得企業の識別及び逆取得に関するIFRS第3号の指針がIAS第8号の階層に基づいて類推適用されることに留意しました。また、IFRICは、会計上の被取得企業が上場しているが、事業ではない逆取得の取引は、IFRS第2号の範囲に含まれる株式に基づく報酬取引であるとの見解を示しました。したがって、会計上の取得企業が発行するとみなされる株式の公正価値が、会計上の被取得企業の認識可能な純資産の公正価値を超過する額を費用として計上しなければなりません。これは、超過した公正価値が、上場することと引き換えとなる株式に基づく報酬を表しているからです。

本IFRS Viewpointで説明する会計処理は、IFRICのアジェンダ決定と整合しています。

実質的な営業をしている企業(「営業をしている企業」)が上場しているシェル・カンパニーに取得されることを取り決める取引は、IFRS第3号の範囲に含まれる企業結合であるかどうかを判定するために分析しなければなりません。

取引が企業結合であるか?

この疑問に答えるには、以下の事項を判断する必要があります:

- どの企業がIFRS第3号における「会計上の取得企業」(すなわち、もう一方の企業に対する事実上の支配を獲得する企業)であるか。

- 取得された企業(すなわち、IFRS第3号における「会計上の被取得企業」)は事業であるか否か。

これらの取引において、営業をしている企業の結合前の株主は、通常は過半数の(支配)持分を獲得し、上場しているシェル・カンパニーの結合前の株主は少数株主(非支配)持分を保持しています。これは、通常、営業をしている企業が会計上の取得企業であることを示しています。

上場企業が会計上の被取得企業である場合には、次のステップとして、当該企業がIFRS第3号で定義された「事業」であるかどうかを判断します。私どもの見解では、上場企業は、その活動が現金残高の管理及び報告義務に限定されている場合には、事業ではありません。上場企業がその他の活動を行っており、他の資産及び負債を保有している場合には、さらなる分析が必要となります。これらのより複雑な状況での上場企業が事業に該当するかどうかの決定には、通常、判断が必要となります。

営業をしている企業が事業ではない上場企業に対する事実上の支配を獲得する取得は、企業結合ではありません(IFRS第3号第2項(b))。したがって、これはIFRS第3号の適用範囲外となります。

取引が企業結合ではない場合の会計処理

「事業ではない」上場企業の逆取得は企業結合ではありませんが、当該上場企業は法律上の親会社となり、引き続き報告義務を有しています。したがって、IFRS第10号では、当該上場企業が連結財務諸表を作成することを要求しています。私どもの見解では、これらの連結財務諸表は逆取得法を使用して作成しなければなりません。のれんの認識は行いません。特に:

- 法律上の親会社(上場しているシェル・カンパニー)の連結財務諸表は、**営業をしている企業**(会計上の取得企業と考えられる法律上の子会社)の**財務諸表が継続しているもの**として表示する。
- みなし取得原価(設例のセクションを参照のこと)は、購入日現在の公正価値(設例のセクションを参照のこと)に基づいて上場しているシェル・カンパニーの識別可能な資産及び負債に配分しなければならない。
- みなし取得原価が上場しているシェル・カンパニーの資産及び負債の公正価値を超過する額は、上場することと引き換えとなる株式に基づく報酬を表している。これは、IFRS第2号に従って費用として会計処理しなければならない。
- 一部の稀な状況では、識別された資産及び負債の公正価値の総額がみなし原価を超過する場合がある。その場合には、資産及び負債の認識額は、みなし取得原価と等しくなるように比例的に減額しなければならない(IFRS第3号第2項(b))。
- 発生した他の取引コストは、新たに株式を発行するためのコストと上場に係るコストとに配分しなければならない。
- のれんは認識しない。



**取引が企業結合である場合の
会計処理**

上場企業が会計上の被取得企業であり、IFRS第3号の目的上、事業にも該当する場合には、IFRS第3号の逆取得のアプローチがすべて適用されます(IFRS第3号B19項からB27項をご覧ください)。のれんについては、みなし取得原価が上場企業の識別可能な資産及び負債の公正価値を超える範囲で認識します。みなし取得原価の一部は、実質的に上場に係るコストに関連するものである可能性があります。こうした金額はのれんに含まれます。

上場企業が会計上の取得企業として識別される場合には、IFRS第3号の通常の取得の会計処理の原則が適用されます。上記の図は、思考プロセスの概要を示しています。



詳細な分析

証券取引所への「迅速な」上場を求めている営業をしている企業は、より規模の小さい上場企業に取得されることを取り決める場合があります。その後、当該上場企業は、非公開企業の株式と交換にその株主に株式を発行します。当該上場企業は、営業をしている企業の「法律上の親会社」となり、この営業をしている企業は「法律上の子会社」となります。

営業をしている企業の方が上場企業よりも価値がある場合には、この営業をしている企業の旧株主は、取引後の上場企業の株式の50%超を受領しなければなりません。これは、通常、営業をしている企業が会計上の取得企業であることを示しています。

会計上の取得企業の識別

取得企業、すなわち被取得企業に対する支配を獲得する企業を識別するためには、IFRS第10号のガイダンスを使用しなければなりません(IFRS第3号第7項及びB13項)。IFRS第10号のガイダンスを使用しても取得企業が明確に示されない場合には、IFRS第3号B14項からB18項の要因についても考慮します(IFRS第3号第7項及びB13項)。法律上の子会社が会計上の取得企業である兆候には以下の事項が含まれます：

- グループとして、法律上の子会社の旧株主が、結合後企業の議決権を最も多く保持又は受領する(IFRS第3号B15項(a))。
- 法律上の子会社の相対的規模(例えば資産、収益又は利益で測定される)が、他の結合企業よりも著しく大きい(IFRS第3号B16項)。

- 法律上の子会社の(旧)所有者又は経営者が、結合後企業の統治機関又は上級経営者の構成を支配している(IFRS第3号B15項(c)から(d))。

取得は企業結合であるか?

営業をしている企業が会計上の取得企業である場合には、次のステップとして、当該企業は、支配を獲得した上場企業が事業の定義を満たすかどうかを判断します。



事業とは何か？

これは、明白ないしは直感的な疑問であるように思われるかもしれませんが、その答えにより会計処理に大きな違いが生じるため、それは、実務上、最もよく寄せられる適用上の疑問の1つです。

IFRS第3号には、事業の定義といくつかの詳細なサポートのためのガイダンスの両方が示されています。

IFRS第3号における事業の定義：

「投資家又はその他の所有者、構成員又は参加者に対し、配当、コストの低減又はその他の経済的便益という形でのリターンを直接的に提供する目的で実施され管理される、活動及び資産の統合された組合せ」

さらに、IFRS第3号では、事業は、インプットと、アウトプットを創出する能力を有する当該インプットに適用されるプロセスとで構成されると説明しています。投資先が事業又は資産グループで構成されているかどうかの判定は、単純である場合が多いものの、そうでない場合もあります。IFRS第3号(B7項からB12項)におけるサポートのためのガイダンスでは、以下の事項を明確にしています：

- ・ 活動と資産の統合された組合せを事業として管理することができるかどうかの評価は、原則と、通常の市場慣行により処理される問題である。
- ・ 売手がその組合せを以前に事業として運営していたかどうか、又は取得企業がその組合せを事業として運営することを意図しているかどうかは関係がない。
- ・ 同様に、組合せが、売手が当該事業を運営していたときに使用していたすべての資産と活動を含んでいない場合には、市場参加者が、不足している要素を取得する又は(例えば、事業を自己の営業活動と統合して)そうした要素を提供する能力を有している限りは、その組合せは引き続き事業であると考えることができる。

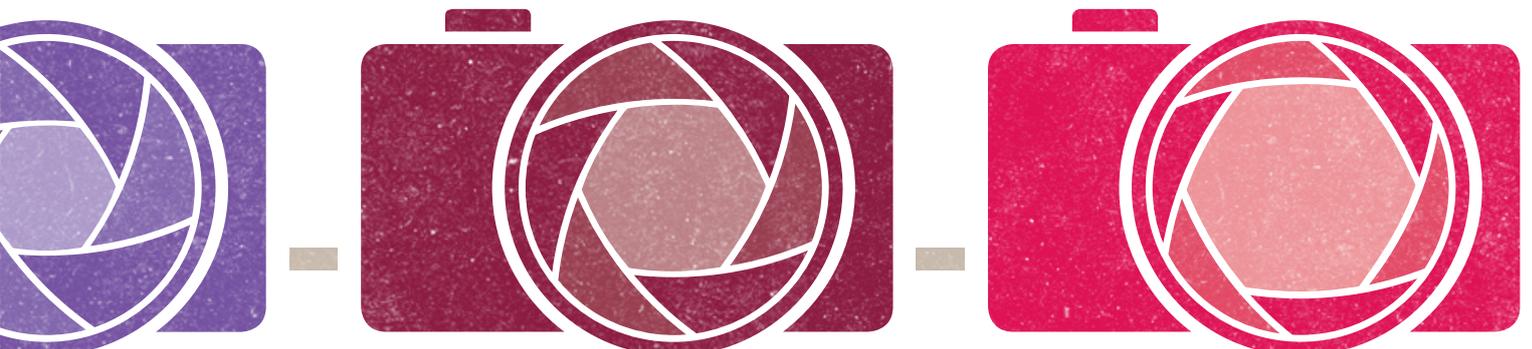
この欄にご注目

本文書を執筆中、IASBは、IFRS第3号における事業の定義及びサポートのためのガイダンスを見直すプロジェクトを行っています。本プロジェクトの現在の方向性に基づいて、私どもは、その結果によって、活動が現金残高の管理及び報告義務に限定されている上場企業は事業ではないという自身の見解が変わるとは考えていません。しかし、より複雑な状況の分析については影響を受けるでしょう。次のステップとして、公開草案が2016年後半に公表される予定です。

私どもの見解では、すべての営業活動を売却し、その活動が現金残高の管理及び報告義務に限定されている上場企業(すなわち上場しているシェル・カンパニー)は、事業ではありません。これは、当該企業がプロセス又はアウトプットを有していないからです。そのため、実質的な営業をしている企業が上場しているシェル・カンパニーに取得されることを取り決める多くの取引は、企業結合ではないと私どもは考えています。これらの取引が企業結合に該当しない場合には、当該取引はIFRS第3号の適用範囲外となります(IFRS第3号第2項(b))。

他の逆取得では、上場企業は他の資産及び負債を保有し、広範な活動に従事している場合があります。その場合には、当該上場企業は事業の定義を満たす可能性があります。これは、場合によっては、判断の問題となります。上場企業が会計上の被取得企業であり、かつ事業でもある場合には、IFRS第3号における「通常の」逆取得の要求事項が適用されます。その際、該当がある場合には、のれんを認識します(IFRS第3号B19項からB27項及びIFRS第3号IE1項からIE15項)。

本IFRS Viewpointの残りの部分では、営業をしている企業が会計上の取得企業であり、上場しているシェル・カンパニーが会計上の被取得企業であり、かつ事業ではないケースに焦点を当てています。



上場しているシェル・カンパニーが 事業ではない場合の会計方針の策定

上場企業が会計上の被取得企業である場合でも、当該企業は法律上の親会社であり、引き続き報告義務を有しています。したがって、IFRS第10号が適用され、連結財務諸表が必要となります。

しかし、IFRS第3号は適用されません。そのため、経営者は、連結財務諸表の作成の基礎を扱う会計方針を策定する必要があります。IAS第8号には、経営者が参照できる指針の根拠資料の「階層」とともに、具体的な要求事項が存在しない場合に会計方針を策定するための広範な原則が示されています（IAS第8号第7項から第12項）。

私どもの見解では、取引の実質は、会計上の取得企業（営業をしている企業）が、上場企業の現金残高やその他の純資産（もしあれば）を取得するとともに、上場するために株式に基づく報酬を支払ったということです。そのため、上場しているシェル・カンパニーの連結財務諸表は、営業をしている企業の財務諸表が継続しているものとして作成しなければならないと私どもは考えています。言い換えれば、IFRS第3号の逆取得法を類推適用しなければなりません。

本アプローチは、会計上の被取得企業（上場企業）が、報告義務を履行し、取引の実質を反映する連結財務諸表を作成することを可能にします。

単に法的形式に従って会計処理することはできるか？

本取引はIFRS第3号の適用範囲外であるため、取得企業の識別及び逆取得の会計処理に関する当該基準のガイダンスが目的適合的であるかどうかを疑問視する意見もあります。代わりに、「法的形式」に基づいて取得の会計処理を行い、法律上の親会社を会計上の取得企業として扱うことは認められるでしょうか？そのようなアプローチについては、以下の疑問が依然として残ります：

- 法律上の子会社の識別可能な資産及び負債をどのように連結しなければならないか（例えば、従前の帳簿価額又は公正価値で）。
- のれんを認識しなければならない否か。

いかなる場合でも、こうした「法的形式に基づく」会計処理が、取引の実質を反映する又は最も目的適合性の高い情報を提供する可能性は低いと私どもは考えています。これは、当該会計処理により以下の事項が生じるからです：

- 営業をしている企業の財務実績が「喪失」する。
- のれんが認識される可能性がある（これは企業結合以外では適切でない）。
- 営業をしている企業に対する支配の変更が実質的に生じていないとき、当該企業の識別可能な資産及び負債について公正価値評価を実施する。
- 上記に言及しているIFRICのアジェンダ決定と整合しない会計処理を行う。

取得原価が取得した純資産を 超過する額の処理

上記のアプローチでは、みなし取得原価が現金残高及び取得したその他の純資産を超過する額を上場に係るコストとして扱っています。このみなし取得原価は、株式で支払われています。したがって、これは株式に基づく報酬であり、IFRS第2号が適用されます。

私どもは、上場に係るコストが無形資産（又は他の種類の資産）であるとは考えていません。これは、上場は企業自身が支配している資産ではなく、企業の株式に付随する地位であるからです。そのため、IFRS第2号では、こうしたコストを費用として会計処理することを要求しています（IFRS第2号第8項）。

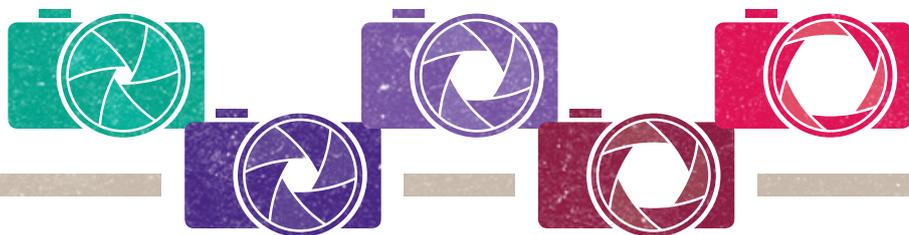
開示

IFRS第2号では、株式に基づく報酬に関する広範な開示を要求しています。全体的な開示の目的は、当期中の株式に基づく報酬契約の内容及び範囲を財務諸表の利用者が理解できるようにする情報を提供することにあります。

しかし、IFRS第2号の詳細な開示の多くは、本IFRS Viewpointで説明する取引の種類には関連性がありません。とはいえ、経営者は、IFRS第2号のどの開示が適用されるかを判断し、重要性がある範囲でそれらを開示しなければなりません。

個別財務諸表

法律上の親会社が（連結財務諸表に加えて）個別財務諸表を作成する場合には、逆取得の会計処理は適用されません。法律上の親会社は、IAS第27号の通常のアプローチをその個別財務諸表に適用します。



設例

ShellCo plc(上場企業)は、すべての事業を売却した。現在の活動は、現金残高の管理及び報告義務に限定されている。

OpCo Limitedは、実質的な営業をしている企業であり、「迅速な」上場をしたいと考えている。本取引直前のOpCoとShellCoの要約貸借対照表は以下のとおりである:

	ShellCo 千CU	OpCo 千CU
現金	250	5,000
その他の純資産	—	45,000
	250	50,000
発行済み株式資本、100,000株	1,000	—
発行済み株式資本、10,000株	—	10,000
利益剰余金(欠損金)	(750)	40,000
	250	50,000

ShellCoは、OpCoの各株式に対して990株を発行する(合計9,900,000の新株が発行される)ことによって、OpCoの発行済み株式資本の100%を取得している。したがって、結合後の所有割合は以下のとおりである:

- ShellCoの旧株主:1%
- OpCoの旧株主:99%

本取引直前のShellCoの株価は1株当たりCU5であった。したがって、ShellCoの公正価値の総額はCU500,000である。取引前、OpCoの経営者は、1株当たりCU5,000という株式の評価額を得ている。

OpCoには、CU50,000の取引コストが発生している。

みなし取得原価

ShellCoに対する支配を獲得する際の「みなし」取得原価は、OpCoの観点から算定しなければならない。しかし、OpCoは、法的観点からは実際に支払を行っていない。結果として、以下の事項を計算する必要がある:

- 「通常の」取得でShellCoに対する支配を獲得した場合に、OpCoが発行したであろう株式数、及び
- OpCoが発行した当該株式数の株式の公正価値。

最初のステップとして、OpCoに対する1%の所有持分をShellCoの株主に与え、OpCoの株主は99%の持分を保持する(すなわち、実際の取引により生じるのと同じ所有割合)ためには、OpCoはShellCoの株主に何株を発行しなければならなかったかを計算する。本例では、OpCoは101株 $[(10,000/0.99) - 10,000]$ を発行しなければならなかった。実際には、本取引はShellCoの株式100,000株と交換にOpCoの株式101株を発行するものと私どもは考えている。

次のステップとして、OpCoが発行するとみなされる101株の株式の公正価値を見積る。この金額は、OpCoの101株の株式の公正価値として直接的に、又はShellCoの100,000株の株式の公正価値として間接的に見積ることができる。これらの金額が異なる場合には、より信頼性の高い見積りを使用しなければならない(IFRS第3号第33項及びIE5項)。

IFRS第13号の公正価値ヒエラルキーに従い、ShellCoの株式の公表市場価格の方が、OpCoの株式に関して得た評価額よりも信頼性が高い。したがって、みなし取得原価はCU500,000(1株当たりの公正価値がCU5であるShellCoの株式を100,000株)である。

このCU500,000は以下のとおり分析される:

- CU250,000はShellCoの現金残高に対する支払である
- 差額(CU250,000)は、上場に係る株式に基づく報酬である

本例では、ShellCoの唯一の資産は現金である。また、CU250,000の現金残高は、その公正価値である。被取得企業がその他の資産又は負債を有している場合には、それらについても公正価値で認識しなければならない。みなし取得原価が識別された資産及び負債の公正価値の総額を超過する額は、上場に係るコストであると考えられる。

取引コスト

実質上、当該取引には2つの構成要素(OpCoが上場と交換に行う株式に基づく報酬及びOpCoが行う現金払込による株式発行)がある。したがって、取引コストは、この2つの構成要素に分けて分析しなければならない。本例の目的上、取引コストの50%は、現金払込による株式発行に直接起因する(そして、当該取引が発生しなかったならば避けられた)と想定する。当該コストは資本から控除される。言い換えると、上場するためのコストである残高は、費用計上しなければならない。

当該取引の会計処理に対する単純なアプローチでは、ShellCoの財務諸表はOpCoの財務諸表が継続しているものとして表示し、当該取引を実行するために以下の仕訳を行う:

結合日	借方 千CU	貸方 千CU
現金—ShellCoから取得した残高	250	
上場に係るコスト(純損益計算書)	250	
資本		500
現金—取引コスト		50
資本	25	
上場に係るコスト(純損益計算書)	25	

重要なディスクレーマー:

本刊行物は情報源となるように作成されました。これはガイドとしてのみ意図されており、特定の状況におけるこの内容の適用は、固有の事情により異なります。表現においてはあらゆる注意が払われていますが、この文書を利用してIFRSへの準拠を評価する方は、十分な研修を受講し経験を積んでいなければなりません。専門家の助言を考慮して取り入れることなしに、本刊行物に含まれる内容に基づいて行動してはなりません。本刊行物に含まれている可能性がある全ての誤謬(発生した原因が不注意によるものかそれ以外かを問わない)又は本刊行物を利用、又は何らかの依拠をした結果として個人が被った損害について、グラントソントン・インターナショナル・リミテッド及びその構成員、すべてのメンバーファーム並びにそのパートナーとスタッフは、一切の責任を負いません。



www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリーサービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド(GTIL)とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。